

報告事項1 消防団交付金について

(1) 制定理由

火災、風水害等における救助活動、地域住民に対する防火意識の普及・啓発活動等を円滑に実施するために、消防団が行う消防団活動に係る経費を助成し、もって安全で安心なまちづくりを図ることを目的とするもの。

(2) 制定内容

日進市消防団（団本部、分団）が実施する事業に関する経費に対して、交付金を交付する。

①消防操法等訓練事業（日進市消防操法大会、水出し訓練等に要する経費）

（1分団につき）200,000円以内

②消防団地域活動支援事業（団本部及び各分団の活動に要する経費）

（1事業につき）20,000円以内

(3) 交付申請について

別紙1「日進市消防団交付金交付要綱」参照

報告事項2 女性消防団員及び機能別消防団員（学生）について

女性消防団員

(1) 女性消防団員について

新年度から新たに日進市消防団本部内に女性消防団員を規定し、募集を開始します。各分団に所属する消防団員とは異なり、火災現場に赴くことはなく、女性ならではの視点や知識を活かし、災害時の避難所支援や情報収集、平常時の啓発活動など、後方支援が主な活動になります。

(2) 身分と処遇

- ・身分は非常勤特別職の地方公務員となります。
- ・条例、規則に基づき、報酬や手当を支給します。
- ・公務災害補償、退職報償金などの制度があります。
- ・活動に必要な被服等を貸与します。
- ・女性消防団員は消防団本部に所属し、主に男性が所属する分団とは別になります。階級は部長1人、班長3人、団員16人とする。

(3) 活動内容

平常時

- 1 防火防災啓発
- 2 火災予防活動
- 3 式典（出初式・年末夜警合同出発式）、訓練・技能取得（市操法大会運営支援・水防訓練・避難所開設運営訓練・救命救急講習・防災カレッジ等）への参加

災害時

- 1 避難所班：避難所等の運営の後方支援（女性目線の配慮を活かした運営支援）
- 2 救護班：被災者への救急救護活動の後方支援
- 3 情報班：情報収集等の後方支援

(4) 組織図

別紙2「日進市消防団組織図」参照

機能別消防団員（学生）

(1) 機能別消防団員（学生）について

市内5大学（愛知学院大学、椋山女学園大学、名古屋商科大学、名古屋学芸大学、名古屋外国語大学）を対象に各大学10人程度、定数50人にて機能別消防団員（学生）を令和5年7月に設立予定です。

大規模災害時など避難所等での特定の活動に限定して活動に参加する団員で、消防団員の補完的制度として市内大学の在学学生にて構成予定です。

(2) 身分と処遇

- ・消防団員としての身分を有し、階級は全て団員とします。
- ・団員報酬及び退職報償金は支給しませんが、それ以外は日進市消防団員同様に支給及び補償します。
- ・在学中に本市の機能別団員として通算1年以上活動を行った者に対し、日進市消防団大学生等活動認証状等を交付し、就職活動を支援します。

(3) 活動内容

原則として平常時のみの活動になり、女性消防団員と同様な活動となります。

(4) 組織図

別紙 2 「日進市消防団組織図」 参照

議題 1 市消防操法大会について

(1) 市消防操法大会について

近年、消防操法大会開催の是非については、日本消防協会を始め各所で話題となっています。是非については、消防庁からは特段、方針等も示されな
いまま現在に至っており、今年度の愛知県大会をみるとコロナ禍ということ
もあって出場を辞退する消防団も少なからずありました。

令和 5 年度については、各分団からの多くの意見を踏まえたうえで、消防
団本部及び事務局にて協議を行った結果、例年どおり日進市消防操法大会を
実施すること、また、人数が揃わない分団は他の分団と合同で出場すること
を可とすることを決定しました。

(2) 市消防操法大会を実施することについて

全国及び県大会は、これまでどおり開催される予定です。どのような行
事、事業も一度やめてしまうと、再開するには現状以上の労力が必要になり
ます。また、操法大会を行う過程での訓練は団員の育成にも繋がっており、
大会では消防団の活動及び訓練成果を区長始め広く地域の方に見ていただく
機会になっていることから、地域防災の要である消防団としては必要であ
ると考えます。

消防団員の減少は全国的な課題の一つです。各分団からの意見として、若
い団員が入団しないため選手を卒業できない、仕事上の都合により今までど
おりの訓練ができない、といった内容も多く寄せられており、その他にも各
分団では様々な事情があることは、正副団長を始め事務局としても理解して
います。現在、各分団が勧誘に力を入れて団員数の維持に努めていただい
ていますが、市街化が進む地区と旧来の地区、消防団への理解・協力などの
地域差から、団員の入れ替わりが少ない地区があります。

そのため、事務局としても市内の大学から機能別消防団員として直接勧誘
し、その後消防団員へ、という流れを整えていきたいと考えています。ま
た、プライムツリーなどの集客施設にて、小さい子供たちを対象とした消防
団イベントを行うことにより、若い父親世代への興味・理解を深め、勧誘す
る機会を増やしていきたいと考えています。

(3) 複数分団による合同出場について

1分団での出場が基本ですが、どうしても出場選手が集まらない分団は、普段連携している分団などと協議、調整したうえで出場者を決定し、合同チームを結成して出場してください。過去の事例では、合同チームを組んだ際、多くの衝突や不満等があったと聞いていますので、事務局による分団の取りまとめ等を行いません。分団内部、合同相手とも十分に話合を行い、互いが合同チームによる出場を決定したことに自覚を持ち、訓練等への参加、大会へ出場してください。なお、合同チームによる出場については、必ず区長及び区役員などの関係者に説明し、了承を得たうえで事務局に報告してください。